

シリコス 5

特商法・割販法（クレジット・リース）

新聞購読料請求訴訟とその顛末

—不当景品類の提供を伴う新聞販売—

弁護士（福岡）江上 武幸

1 はじめに

平成31年4月17日、産経新聞は関西地区発行の朝刊において、産経新聞社長名で、景品表示法の制限を超える高額景品を提供し新聞購読の勧誘をしていた問題につき、お詫びと再発防止の徹底に関する記事を掲載した。

これに先立つ3月19日、大阪府は産経新聞社及びその系列2販売店に対し景品表示法に基づいて再発防止の徹底を求める措置命令を出していた。

記事によると、産経新聞社では、直営店を含む近畿圏240の販売店で、過去10年間に電動自転車など高額な景品を相当数含む約33万個の景品を提供し、一個あたりの最高額は約8万1000円相当であったという。またその際の景品代金は同社が立替払いした後、各販売店に請求していたとのことである。

ここで、景品の提供を伴う新聞勧誘に関する景品表示法のルールを確認しておくと、新聞業における新聞勧誘時の景品類の提供については、景品表示法4条の規定を受けた告示（新聞業における景品類の提供に関する事項の制限）で、「景品類の提供に係る取引の価額の百分の八又は六か月分の購読料金の百分

の八のいずれか低い金額の範囲」と規定しており、これがいわゆる「6・8ルール」と言われるものである。本件産経新聞社の例でいえば、景品類の最高額が8万1000円相当であることからすると、産経新聞社が主導して販売店が行なっていた「6・8ルール」違反の高額な景品の提供を伴う新聞勧誘は相当数にのぼっていたようである。

この大阪府の措置命令及びそれを受けたの産経新聞社社長名での謝罪記事の掲載の発端となったのが、私が受任した新聞購読料請求訴訟である。

2 訴訟のあらまし

（1）事案の概要

平成29年7月、福岡県に住むKさんのもとに東大阪簡易裁判所から一通の訴状が届いた。訴状によると、原告は東大阪市の産経新聞若江岩田・花園専売所の経営者で、Kさんにサンケイスポーツ新聞を配達していたが、平成28年7月頃から連絡が取れなくなったため配達を中止し、住民票を調べKさんが福岡県に移転していることを知り、未払い新聞代金14万3807円を求めるものであった。

遡ること同年5月に、Kさんは交通事故により脳挫傷等の重傷を負い、東大阪市から郷里の福岡に戻っていた。原告と被告（Kさん）の新聞購読契約は二期に分かれており、一期目は平成20年1月から平成24年12月までの5年間、二期目の契約は平成25年1月から平成29年12月まで5年間で、通算10年間に及ぶ契約であった。一期目の景品は「自転車とビール」、二期目は「ビール5箱（約1万5000円相当）」であり、いずれも景品表示法の定める6・8ルールに違反する高価な景品であった。

私は、原告と被告の契約は、購読期間が合算して10年の長期に及んでいること、景品表示法の6・8ルールを大幅に超過する高額な景品が提供されていること、交通事故のため郷里の福岡県に引っ越しした後の配達していない新聞代も請求していること等から原告の請求を争うこととした。

（2）東大阪簡易裁判所の判決

平成30年5月8日、東大阪簡易裁判所の判決が言い渡され、配達をしていない新聞代の請求は認めなかつたものの、それ以前の新聞代10万5409円の請求は認めた。景品表示法の「6・8ルール」違反の高価な景品の提供を伴う新聞購読契約については「公序良俗に反して無効であるというほどの強度の違法性を認めることは出来ない」との判断を示した。私は、本件のような不当な新聞勧誘に関する相談が各都道府県の消費生活センターなどに数多く寄せられている現状があることから、この問題につき司法の判断を正面から仰ぐ為に控訴することとした。

（3）控訴審での審理経過

控訴裁判所からは、このような問題につき判決が出された例が見当たらず、よって慎重に審理したい旨が当事者に伝えられた。そこで、控訴審では、6・8ルール違反に加え、新聞販売業界の自主規制で定められた景品に

についての事前届出を行っていないなどの手続き違反があること、大阪府消費者保護条例の不当な長期契約に当たる点なども加え、違法性が公序良俗に反して無効であるといえるほどに重大であると主張した。また、原告の新聞販売店側の法令遵守意識の希薄さが訴訟過程で明らかになり、当該問題が広く社会問題化している現状を明らかにする為に新聞公正取引協議委員会、東大阪市立消費生活センター及び大阪府消費生活センター、産経新聞大阪本社に対する調査嘱託の申し立てを行なった。

この調査嘱託の申し立てを契機に、大阪府消費生活センターは、本件訴訟記録を閲覧した上で、平成31年2月13日に産経新聞大阪本社に立ち入り検査を実施した。そして、その翌日、原告側から突然、訴えの取り下げが申し立てられたが、それは不同意とした。同月19日、大阪府は立ち入り検査の結果をふまえ、産経新聞社と原告である若江岩田・花園専売所を含む系列販売店2店に対し、景品表示法に基づき再発防止を求める措置命令を出した。そして翌20日の口頭弁論期日において、原告は請求権を放棄する旨を裁判所に申し立てたため本件訴訟は判決を見ることなく終了した。

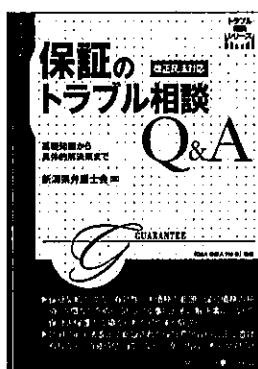
3 本訴訟の意義と今後の展望

本件訴訟が契機となり、産経新聞社主導の不当景品類の提供を伴う新聞販売の実情が明らかになり、行政により再発防止を求める措置命令が出され、産経新聞社長自らがお詫びの記事を掲載し、他紙がこれを大々的に報じるという画期的出来事が生まれた。これまで広く蔓延していた法令を無視した不当な新聞勧誘行為が、産経新聞社だけでなく他紙の販売現場においても今後行なわれ難い状況を作り出したことで本訴訟は大いに意義があった。

しかし、本件訴訟以外にも原告は平成29年以降の2年間で購読者を相手取り約20件の少額訴訟を起こしていたという。このような少額訴訟で契約の無効を争う機会は弁護士費用等の問題よりごく僅かの例が見られるのみであることから、本来ならば今回の訴訟において司法が正面切ってこのような新聞勧誘は違法無効だと判断を示すことが一番の解決策であった。しかし、無効判決が出た場合の影響は甚大で新聞社の経営そのものを脅かしかねないものであり、産経新聞社・販売店側はその影響を恐れ敗訴判決という最悪の結果を

回避するために請求放棄をという禁じ手を使ってきたと思われる。近い将来、景品表示法や条例に違反する本件のような違法・不当な新聞勧誘について明確な司法判断が下され、消費生活センターに寄せられる多くの相談の解決指針を示す判例が誕生することを期待してやまない。そして、この問題については、お詫びと改善を宣言した産経新聞社だけでなく他の新聞各社についても、法令違反の勧誘が行われないように、今後も厳しい眼で監視し続ける必要がある。

★文献紹介★



保証のトラブル相談Q&A—基礎知識から具体的解決策まで—

編者：新潟県弁護士会

発行：民事法研究会

価格：2,800円（税別）

本書は、保証契約をめぐるトラブルについて、保証人保護の立場から、2017年改正民法（改正債権法）をQ&A方式で分かりやすく解説したものである。保証契約の成立、有効性、債務の範囲、求償など保証に関する問題点を広く扱っており、これに加えて錯誤、消滅時効、典型契約など、保証に関連するその他の改正部分についても触れている。

本書が想定する読者層は、一般市民から相談を受ける消費生活センターの相談員や消費者行政窓口の職員等とされているため、平易な表現で簡潔に解説がなされている。

もっとも、その議論の水準までも平易になっているわけではない。例えば、従来議論されることの少なかった、2004年改正民法で導入された保証契約の要式契約化（書面性の要件）について、保証人保護の立場から厳格な解釈を提案している。保証契約においては、契約締結時だけではなく、表見代理の正当理由判断の際や、取り消しうる契約の追認の際にも書面を要すると解釈すべきではないかとの議論は、弁護士、司法書士等専門家にとっても興味深い内容である。

2017年の民法改正は、個人保証を禁止するには至らなかったものの、個人根保証規制の拡充、保証意思表明公正証書制度や主債務者の情報提供義務規定の新設など、保証人を保護するための新たな規律を設ける改正となった。本書は、保証人保護の立場から、改正法の趣旨を更に推し進めようとするものであり、個人の「保証被害」の防止に取り組む様々な分野の方々にとって参考になると思われる。

弁護士（新潟） 石山正彦